

自動販売機設置事業者募集要項

大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所	設置面積 (注1)	台数	最低使用料 (年額・税抜き)	位置
1	東大阪市西岩田3-4-13	大阪府立中河内救命救急センター 1階待合コーナー	0.90㎡ 以内	1台	17,300円	図1
2	東大阪市西岩田3-4-13	大阪府立中河内救命救急センター 3階食堂内	0.90㎡ 以内	1台	17,300円	図2

(注1) 設置面積は、電源接続部分及び背面等の放熱スペースを含みます。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを

妨げた者

- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号から第 4 号の規定に該当しない者であること。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第 24 条第 2 項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警本部長に提供することがありますので、予めご承知置きください。
- (6) 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (8) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（原則として 1 年）とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可から 5 年を限度に引き続き使用許可を受けることができます。

② 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。なお、100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円とします。

使用料は大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機を設置する場所に上屋等がある場合は、設置事業者において維持管理を行い、補修・修繕を要するときは、設置事業者の負担とします。なお、上屋内及び隣接する倉庫及びゴミ箱等（設置面積内に含まれる）については現状どおり使用することとし、管理していただきます。

自動販売機の運転に必要な光熱水費（電気料金及び水道料金）は、子メーターの指示値により計測した使用量に応じて指定管理者が算出した額を指定管理者の指定する方法により、期限までに指定管理者に支払ってください。また、振込手数料は設置事業者の負担とします。

なお、設置する子メーターについては、適正なものとし、設置事業者の負担により設置してください。

また、ブレーカー等の交換及び設置等の措置を行う場合には、大阪府及び指定管理者と協議のうえ、設置事業者の負担により実施してください。

④ 設置方法等

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、公募物件毎に示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格「自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）」及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準」に従って、十分な転倒防止措置を行い、安全設置してください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、指定管理者の指示に従うこと。
- ⑤ 酒・たばこ類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

- ⑦ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその恐れがあると認められる用途に使用しないこと。

物件 番号	販売品目の条件
1 及び 2	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府及び指定管理者に請求することができません。

4 参考データ

① 清涼飲料水自動販売機の売上等の状況(直近1年間)

物件番号1	売上高	月額約 <u>40,982</u> 円
物件番号1	光熱水費	月額約 <u>4,948</u> 円
物件番号2	売上高	月額約 <u>54,329</u> 円
物件番号2	光熱水費	月額約 <u>4,323</u> 円

② 職員数

約 140 人

③ 来所者数

月約 900 人

④ 施設ホームページ

<http://www.nmcam.jp/>

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和8年2月18日（水曜日）～ 令和8年3月4日（水曜日）必着

送り先 〒540-8570（住所書き不要）

大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課救急・災害医療グループ 宛

持参する場合

申込受付期間 令和8年2月18日（水曜日）～ 令和8年3月4日（水曜日）

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。

提出先 大阪府中央区大手前2丁目1番22号(大阪府庁本館4階)

大阪府健康医療部 保健医療室医療・感染症対策課 救急・災害医療グループ

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書(大阪府所定様式)
- ② 誓約書(大阪府所定様式)
- ③ 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書）（大阪府様式）
- ④ 販売品目（大阪府所定様式）
- ⑤ 2-（3）にかかる許認可等の免許証の写し
- ⑥ 2-（7）にかかる納税証明書

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

(1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者とし、販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(2) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもとくじにより決定します。

(3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

(4) その他

設置事業者の決定は、令和8年3月6日（金曜日）の予定。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和8年3月13日（金曜日）までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」（6）に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課救急・災害医療グループ 担当 松岡

大阪府中央区大手前2丁目1番22号

電話06-6941-0351（代表） （内）2537

応募申込書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所(所在地) (〒 -)

氏名

(法人名)
代表者名

印

(事務担当者)

所属部署

氏名

電話

自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び提案使用料

物件 番号	所在地 (住居表示)	設置場所	設置 面積	台数	応募価格(提案使用料)			
								円
1	東大阪市西岩田 3-4-13	大阪府立中河内救命救急センター 1階待合コーナー	0.90 m ² 以内	1台			00	

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格は、年額使用料(税抜き額)とし、百円単位で記入してください。なお、応募価格(税抜き額)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
3. 金額はアラビア数字で記入してください。
4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- ① 誓約書(大阪府所定様式)
- ② 販売品目(大阪府所定様式)
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

応募申込書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所(所在地) (〒 -)

氏名

(法人名)
代表者名

印

(事務担当者)

所属部署

氏名

電話

自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び提案使用料

物件 番号	所在地 (住居表示)	設置場所	設置 面積	台数	応募価格(提案使用料)				
2	東大阪市西岩田 3-4-13	大阪府立中河内救 命救急センター 3階食堂内	0.90 m ² 以内	1台				00	円

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格は、年額使用料(税抜き額)とし、百円単位で記入してください。なお、応募価格(税抜き額)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
3. 金額はアラビア数字で記入してください。
4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- ① 誓約書(大阪府所定様式)
- ② 販売品目(大阪府所定様式)
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

誓 約 書

私は、大阪府が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載することに同意します。
- 4 この自動販売機の設置は暴力団の利益になり、若しくはそのおそれのあるものではありません。
- 5 申込時に提出する書類により収集した個人情報を、大阪府が大阪府警察本部に提供されることについて同意します。

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所

(所在地)

氏 名

〔法人名〕
〔代表者名〕

印

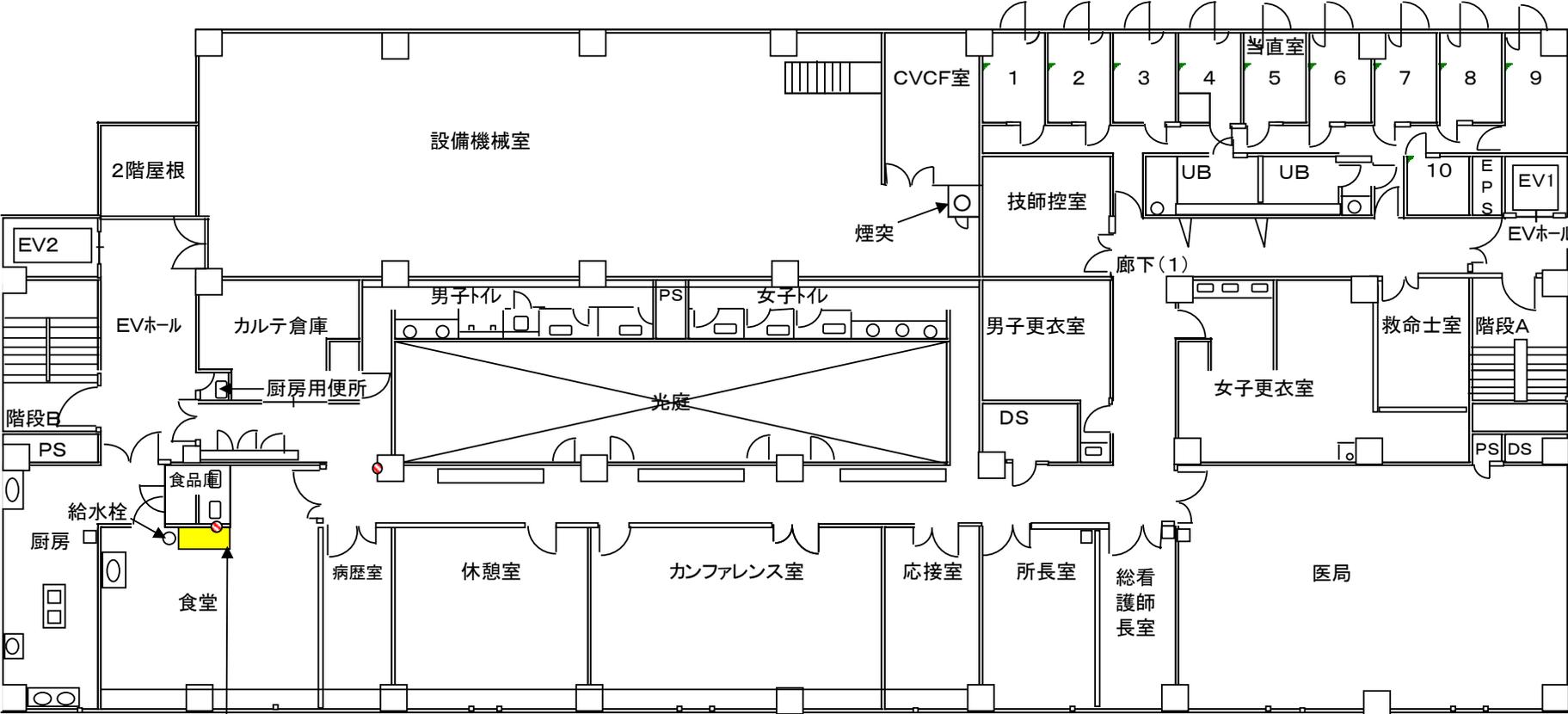
販 売 品 目

メーカー名	商品名	規格	定価	売値	備考

- (注) 1. この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格、定価（税込）、売値（税込）を記載する。
2. 応募者が設置を希望する自動販売機のカatalogを必ず添付すること。

設置位置図<大阪府立中河内救命救急センター 3階>

図2 (物件番号2)



物件番号2
 ・幅990mm、奥行790mm
 ・電源コンセント(アース付き)